

審 査 基 準 整 理 票

処分名	フロン類回収業者の氏名等の変更の登録		
根拠法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号)	(条項) 第 57 条第 1 項	
基準法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成 14 年経済産業省・環境省令第 7 号)	(条項) 第 57 条第 2 項 第 51 条	
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>届出に係る事項が法第 56 条第 1 項第 6 号若しくは第 7 号に該当する場合又は同項の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合は、変更の登録を行わない。</p> <p>参考</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律 (変更の届出)</p> <p>第 57 条</p> <p>フロン類回収業者は、第 54 条第 1 項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第 1 項第 6 号若しくは第 7 号に該当する場合又は同項の主務省令で定める基準に適合しなくなった場合を除き、その届出があった事項のうち第 55 条第 1 項第 1 号に掲げる事項をフロン類回収業者登録簿に登録しなければならない。</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則 (フロン類回収業者の登録の基準)</p> <p>第 51 条</p>			

法第 56 条第 1 項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 使用済自動車の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
- 二 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。